

平成20年度の事業の概況

金融経済環境

平成20年度の前半から堅調な実体経済の一方で不安定な金融市場が続いていましたが、9月のリーマンショックで状況が一変し、金融危機が実体経済にも波及する「100年に一度の危機」の様相を呈してきました。その中でここ数年の景気を牽引してきた海外需要が大きく落ち込み、企業の収益にも多大な影響を与えています。

当金庫の営業基盤である佐賀県経済も製造業を中心に企業業績が悪化しており、過去数年の景気拡大の波及が比較的緩やかであったこともあって、その深刻さは一層のもの

となっております。

金融市場は景気の悪化とともに株価が低迷し、日本銀行の政策金利の引き下げや量的緩和策により短期金利は低水準にあります。また、政府はG20と協調しながら大規模な財政資金投入による景気下支えの政策を打ち出しています。

多くの金融機関は金融危機の影響により保有する有価証券価格の下落や取引先の業績悪化による信用コストの増加に直面しており、自己資本の拡充等の経営基盤強化への取組みが進められています。

平成20年度の業績

主要勘定の状況

預金

預金残高は前期比811百万円増加し、105,716百万円となりました。積極的な営業展開により個人の定期性預金の1,075百万円増加と公金の785百万円増加が大きく寄与しました。総預金に占める個人預金の割合は83.6%（前期末比±0%）となりました。

預金残高の推移



個人預金残高の推移



貸出金

貸出金残高は前期比844百万円増加し、62,698百万円となりました。卸売・小売業への貸出は221百万円減少し、建設業への貸出は160百万円減少しておりますが、製造業への貸出は258百万円増加し、サービス業への貸出も485百万円増加しており、一般事業者向け貸出は全体で332百万円の増加となっております。また、地方公共団体への貸出も551百万円増加しており貸出金残高の増加に大きく寄与しています。

貸出金残高の推移



個人向け貸出残高の推移



預け金、有価証券

預け金とは、預金の支払準備、手形交換決済資金、為替決済資金の他、余資資金運用としての定期性預金などで信金中央金庫やその他の金融機関に預けている預金のことです。平成20年度は前期末4,259百万円減少し、24,174百万円となりました。

有価証券は収益資産であるとともに、現金・預け金に次ぐ支払準備資産となるもので、その運用に際しては流動性、健全性の確保に努めています。平成20年度は4,584百万円増加し、23,051百万円となりました。

預け金残高の推移



有価証券残高の推移



損益等の状況

業務純益

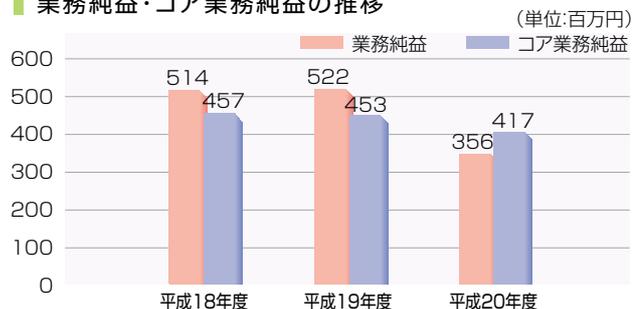
業務純益とは、一般企業でいう営業利益にあたるもので、金融機関の収益力を示す重要な指標です。平成20年度においては業務収益は前年度比148百万円減少し、業務費用は17百万円増加しており、経費が12百万円減少したものの、業務純益は前期比166百万円減少の356百万円となりました。

また、業務純益から一般貸倒引当金繰入前、有価証券売買損益控除後のコア業務純益は、金融機関の本来業務による純粋な収益力を表す指標です。コア業務純益は不良債権処理のための原資になるもので、不良債権処理能力を測る点でも注目されております。平成20年度の当金庫のコア業務純益は、前期比36百万円減少の417百万円となりました。

(単位: 百万円)

科目	平成19年度	平成20年度
業務純益①=(②-④-⑤)	522	356
業務粗利益②	2,143	1,987
うち国債等債券関係損益③	36	△69
一般貸倒引当金繰入額④	△32	△9
経費(臨時的経費を除く)⑤	1,653	1,640
コア業務純益(①-③+④)	453	417

業務純益・コア業務純益の推移

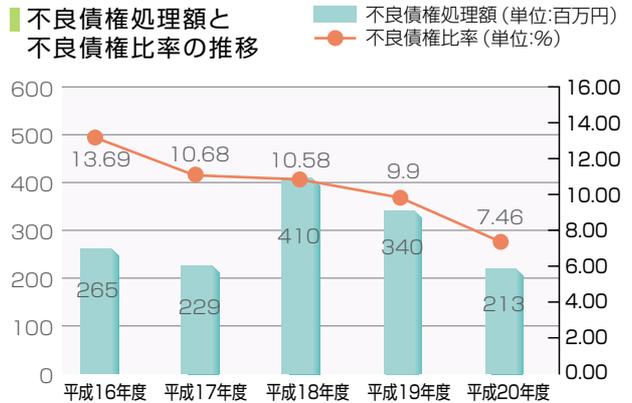


不良債権処理

1990年代以降の長引く景気低迷とデフレの進行は、不良債権問題として金融機関の経営に大きな影響を与えてきました。当金庫は、この不良債権問題を真摯に受け止め、これまでも積極的に不良債権処理を続けてきました。

平成20年度におきましては213百万円の不良債権処理を行い、財務内容の健全化を図っております。

不良債権処理額と不良債権比率の推移

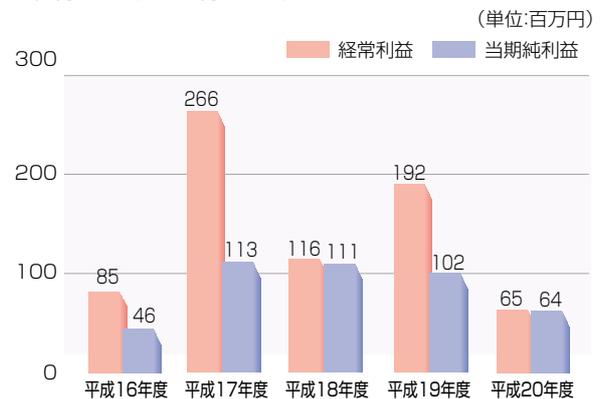


経常利益・当期純利益

経常収益は2,638百万円（前年度比166百万円、5.95%減少）となり、経常費用は2,573百万円（前年度比39百万円、1.51%減少）となったことから、経常利益は65百万円（前年度比127百万円、66.19%減少）となりました。

また、当期純利益は前年度比37百万円、36.77%減少し、64百万円となりました。

経常利益・当期純利益の推移



自己資本比率

平成21年3月期の自己資本比率は、14.19%となっております。これは、新自己資本比率規制に基づき算定し、国内基準である4%を大きく上回っており、財務

体質の健全性を確保しています。なお、当金庫では、公的資金の注入や優先出資、劣後債の取入れ等による自己資本の積み上げは行っていません。

今後対処すべき課題

平成21年度は、世界的な需要不足に加え企業活動や個人消費も盛り上がり欠けることから厳しい状況が続くと見込まれます。そのなかで政府による財政政策や日本銀行による金融緩和政策が数多く打ち出されており、その効果を見極める必要があります。

こうしたなか、当金庫におきましては地域密着金融への取り組みとして、お取引先の経営改善のお手伝い、中小企業金融の円滑化、多様化するお取引先のニーズへの的確な対応、地域経済への貢献を一層強化するよう努力してまいります。

最近5年間の主要な経営指標の推移

科 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経 常 収 益	2,497,035 千円	2,528,482	2,531,814	2,805,832	2,638,870
経 常 利 益	85,077 千円	266,478	116,454	192,322	65,017
当 期 純 利 益	46,376 千円	113,193	111,123	102,724	64,946
普 通 出 資 総 額	175 百万円	172	171	172	174
普 通 出 資 総 口 数	350 千口	345	343	344	349
会 員 数	10,437 人	10,428	10,400	10,442	10,476
純 資 産 額	7,023 百万円	6,839	7,013	7,038	7,089
総 資 産 額	111,413 百万円	113,425	112,324	114,701	115,362
預 金 積 金 残 高	100,529 百万円	102,074	102,197	104,905	105,716
貸 出 金 残 高	64,022 百万円	65,549	62,121	61,854	62,698
有 価 証 券 残 高	13,612 百万円	16,649	18,675	18,466	23,051
単体自己資本比率(%)	13.00	12.63	14.11	14.09	14.19
普通出資に対する配当金 (出資1口当たり)	20 円	20	20	20	20
普 通 出 資 配 当 率	4.0 %	4.0	4.0	4.0	4.0
職 員 数	164 人	154	145	145	147
うち 男性	114	109	101	99	98
うち 女性	50	45	44	46	49

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実状況が適当かどうかを判断するための基準に基づき算出しております。

当金庫は国内基準に基づき、標準的手法を採用してリスクアセットを算出し自己資本比率を算出しております。

普通出資金の推移



会員数の推移



■ 自己資本充実の状況

平成20年度の自己資本比率は14.19%となり健全な財務体質を維持しています。

■ 単体自己資本比率（国内基準）

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成19年度	平成20年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	172,005	174,665
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	172,005	174,665
特別積立金	6,425,400	6,425,400
次期繰越金	2,443	57,874
その他	—	—
処分未済持分(△)	△1,874	△1,938
自己優先出資(△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—
〔基本的項目〕計(A)	6,769,980	6,830,667
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	178,368	178,368
一般貸倒引当金	111,982	102,521
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額(△)	—	—
補完的項目計(B)	290,350	280,890
自己資本総額[(A)+(B)](C)	7,060,331	7,111,557
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	502,600	602,600
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれに準ずるもの	400,000	500,000
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/Oストリップス(告示第247案を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額(△)	502,600	602,600
控除項目計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	7,060,331	7,111,557
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資産(オン・バランス)項目	44,417,884	44,764,037
オフ・バランス取引等項目	1,619,293	1,347,339
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,066,510	3,993,387
リスクアセット等計(F)	50,103,688	50,104,763
T i e r 1 比 率 (A / F)	13.51%	13.63%
自 己 資 本 比 率 (E / F)	14.09%	14.19%

(注) 1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号。)に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、平成20年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価損」を基本的項目から控除していません。なお、「その他有価証券の評価損」の額(5百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は、14.18%となります。

2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率のことです。

3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載することとしています。

4. 本表において各種「不算入額(△)」欄を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載しています。

5. 補完的項目(B)には、自己資本総額(C)に算入した金額を記載するものとする。控除項目(D)には、不算入額(△)を除いた金額を記載しています。

6. 信用リスクに関しては標準的手法を採用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成20年3月期		平成21年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	46,037	1,841	46,111	1,844
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	45,818	1,832	45,899	1,835
(Ⅰ) ソブリン向け	1,195	47	948	37
(Ⅱ) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け	6,723	268	5,977	239
(Ⅲ) 法人等向け	11,817	472	10,680	427
(Ⅳ) 中小企業等・個人向け	10,264	410	12,035	481
(Ⅴ) 抵当権付住宅ローン	1,407	56	1,399	55
(Ⅵ) 不動産取得等事業向け	7,750	310	9,824	392
(Ⅶ) 三月以上延滞等	1,360	54	1,224	48
(Ⅷ) 出資等	754	30	517	20
(Ⅸ) その他	4,544	181	3,290	131
②証券化エクスポージャー	218	8	212	8
ロ. オペレーショナル・リスク	4,066	162	3,993	159
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) (B)	50,103	2,004	50,104	2,004

(注) 1. 所要自己資本額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスクウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは、当庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメントおよびその他 デリバティブ以外のオフバランス取引				債券		デリバティブ取引		平成19年度	平成20年度
		平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度		
国内		112,414	112,738	62,737	63,433	15,685	20,203	-	-	1,374	1,347
国外		1,792	2,074	-	-	1,385	1,855	17	0	-	-
地域別合計		114,206	114,812	62,737	63,433	17,071	22,058	17	0	1,374	1,347
製造業		5,747	6,474	4,731	4,970	1,003	1,504	-	-	253	208
農林漁業		618	673	618	673	-	-	-	-	-	-
鉱業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業		8,938	8,720	8,938	8,720	-	-	-	-	222	224
電気ガス水道		1,096	1,051	891	846	200	200	-	-	-	-
情報通信業		39	262	34	53	-	200	-	-	-	-
運輸業		903	903	903	703	-	200	-	-	22	21
卸売業小売業		7,417	7,350	6,716	6,451	701	899	-	-	200	271
金融保険業		33,017	29,069	726	789	3,398	3,669	17	0	-	-
不動産業		6,518	6,692	6,418	6,597	100	95	-	-	152	117
各種サービス		11,010	11,355	10,906	11,253	100	100	-	-	268	206
国地方公共団体		16,823	20,981	5,237	5,789	11,566	15,189	-	-	-	-
個人		16,615	16,583	16,615	16,583	-	-	-	-	255	297
その他		5,458	4,691	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計		114,206	114,812	62,737	63,433	17,071	22,058	17	0	1,374	1,347
1年以下		36,685	29,118	7,914	9,479	4,658	4,632	17	0		
1年超3年以下		14,623	19,605	5,263	5,357	6,259	7,147	-	-		
3年超5年以下		13,001	13,078	8,337	8,253	4,664	4,525	-	-		
5年超7年以下		5,747	5,915	5,222	5,453	525	206	-	-		
7年超		34,064	39,060	32,739	33,513	963	5,546	-	-		
期間の定めのないもの		10,085	8,034	3,260	1,376	-	-	-	-		
残存期間別合計		114,206	114,812	62,737	63,433	17,071	22,058	17	0		

(注) 1.オフバランス取引はデリバティブ取引を除く。

2.「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーで現金、固定資産、繰延税金資産等を計上しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期中増減	期末残高
一般貸倒引当金	平成19年度	△ 32	111
	平成20年度	△ 9	102
個別貸倒引当金	平成19年度	128	902
	平成20年度	△ 102	800
合計	平成19年度	96	1,014
	平成20年度	△ 111	903

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金期末残高			貸出金償却	
	平成19年度	期中増減額	平成20年度	平成19年度	平成20年度
製 造 業	80	△24	55	2	1
農 林 漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—
建 設 業	29	2	32	6	16
電気ガス水道	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—
卸売業小売業	203	△36	167	—	43
金融保険業	106	△82	23	—	—
不 動 産 業	65	△8	57	—	23
各種サービス	311	48	360	16	5
国地方公共団体	—	—	—	—	—
個 人	105	△1	103	17	—
そ の 他	—	—	—	—	—
業種別合計	902	△102	800	42	90

(注)当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ.リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウエイト 区分(%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	平成19年度		平成20年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	22,215	—	25,854
10%	—	11,697	—	11,972
20%	5,479	31,667	1,897	27,347
35%	—	3,460	—	3,999
50%	1,503	152	5,412	221
75%	—	12,815	—	13,822
100%	100	24,474	96	23,664
150%	—	641	—	523
合 計	7,083	107,123	7,406	107,406

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウエイトに区分しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジットデリバティブ	
		平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
信用リスク削減手法が適用された ポートフォリオごとのエクスポージャー		2,202	2,032	7,274	6,282	—	—
(I) ソブリン向け		—	—	2,773	2,226	—	—
(II) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け		—	—	—	—	—	—
(III) 法人等向け		382	249	—	600	—	—
(IV) 中小企業等・個人向け		1,651	1,587	3,390	3,311	—	—
(V) 抵当権付住宅ローン		25	24	982	—	—	—
(VI) 不動産取得等事業向け		83	115	—	—	—	—
(VII) 3月以上延滞等		12	9	23	28	—	—
(VIII) 上記以外		47	46	103	116	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額	3	1
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
①派生商品取引合計	17	0	17	0
(Ⅰ) 外国為替関連取引	7	0	7	0
(Ⅱ) 金利関連取引	—	—	—	—
(Ⅲ) 金関連取引	—	—	—	—
(Ⅳ) 株式関連取引	9	—	9	—
(Ⅴ) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(Ⅵ) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(Ⅶ) クレジットデリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	17	0	17	0

イ.担保の種類別の額

担保による信用リスク削減手法は、用いていないため該当ございません。

ロ.与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ございません。

ハ.信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

(6) 証券化エクスポージャー

イ.オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ.投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
証券化エクスポージャーの額	493	469
国内法人債務	93	74
信用金庫向け劣後ローン優先出資	399	394

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスクウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスクウエイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
20%	93	74	0	0
50%	399	394	7	7
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—

(注)1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウエイト×4%

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項
イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	600	600	313	313
非上場株式等	248	248	248	248
合 計	848	848	561	561

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等にもとづいております。
 2. 上場株式等とは取引所有価証券市場、店頭売買有価証券市場、外国有価証券市場において売買される株式等です。
 なお、信金中金の優先出資証券は上場株式等に含まれています。
 3. 投資信託で運用している出資等は上場株式等に一括計上していません。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
売 却 額	195	109
売 却 益	19	2
売 却 損	15	9
償 却	—	42

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
評 価 損 益	41	43

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
評 価 損 益	該当ありません	該当ありません

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運 用 勘 定 区 分	金利リスク量	
	平成19年度	平成20年度
貸 出 金	863	1,124
有 価 証 券 等	287	713
預 け 金	206	234
そ の 他	6	6
運 用 勘 定 合 計	1,362	2,077

(単位：百万円)

調 達 勘 定 区 分	金利リスク量	
	平成19年度	平成20年度
定 期 性 預 金	369	373
要 求 払 預 金	341	278
そ の 他	6	4
調 達 勘 定 合 計	716	655

銀行勘定の金利リスク	646	1,422
------------	-----	-------

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量をみるものです。当金庫では、金利ショックをパーセントイル値により銀行勘定の金利リスクを算出しています。パーセントイル値とは、過去5年間に実際に起こった1年間の金利変動幅を100ブロックに分け、99ブロックの一番大きい金利上昇幅を金利ショックとして捉えています。
 2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を2.5年で一括満期となる預金としてリスク量を算定しています。
 3. 銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク量 (1,422百万円) =

運用勘定の金利リスク量 (2,077百万円) +
調達勘定の金利リスク量 (△655百万円)

■ 当金庫の自己資本の充実の状況等について（定性的な開示事項）

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目と補完的項目で構成されています。平成20年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、資産査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理に当たりましては審査管理部門と営業推進部門をお互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに経営陣による審査会等を定期的開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、法務部、監査部が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢の構築に努めています。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに担保の処分可能見込額、保証による回収可能額、清算配当等回収可能額を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャーについては経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアを使用しております。

他のエクスポージャーについては、リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使用分けは行なっておりません。また、投資信託は運用委託会社の採用した基準によることとしております。

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適正な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府金融機関保証、民間保証等がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」及び「不動産担保マニュアル」等により適切な事務取り扱い並びに適正な管理、評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めております。

なお、パーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様の取り扱いとしており、しんきん保証基金の保証は、各エクスポージャーに適用されるリスク・ウエイトに変えて、適格格付機関が付与している格付により判定しております。未担保預金については、ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺し、信用リスクの削減を行っております。貸付明細の貸出期限を上回る満期日の定期預金残高、定期積金掛込残高の額とし、相殺対象の貸付明細が複数存在した場合は、債務者単位でリスクウ

エイト適用率の高い明細からとしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

派生商品取引に関しては、投資信託の運用枠内に限られており、リスクを限定した取り扱いとなっております。そのため個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他有価証券取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、金庫で定めるリスク管理基本規程等に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握することで適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める有価証券運用規程に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っております。

一方、オリジネーター業務については、取り扱いはありません。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)

株式会社日本格付研究所 (JCR)

ムーディーズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

7. オペレーショナル・リスク

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナルリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

当面、バーゼルⅡ対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針です。現状、一連のオペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、主管部署にて検討討議を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、経営協議会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については時価評価及び最大予想損失額 (VAR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度、損失限度枠の遵守状況を定期的に経営陣に報告しております。

一方、非上場株式、その他出資金等に関しましては、信用金庫業界関連先及び地元企業先に限定した取り扱いとなっております。リスクの状況は、財務諸表や決算報告等を基に定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響をさしますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益影響度等をALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、主管部で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法

有価証券は「GPS計算方式」

預貸金等は「金利ラダー方式」

コア預金

対 象 要求払性預金全般 (当座、普通、貯蓄等)

算定方法 ①過去5年の最低残高
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
③現残高の50%相当額
以上3つのうち最小の額を上限

満 期 5年以内 (平均2.5年) の定義を満たすため2.5年での満期一括で設定

金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

リスク計測の頻度

四半期 (前月末基準)

貸出債権の状況

厳正な自己査定に基づき積極的に不良債権処理を行っています。
引当・保全状況はリスク管理債権の94.23%及び金融再生法上の不良債権の93.83%をカバーしており資産の健全性は十分に確保しています。

リスク管理債権に対する担保・保全及び引当金の引当・保全状況

破綻先債権・延滞債権に対する
担保・保全及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
破 綻 先 債 権 (A)	400	316
延 滞 債 権 (B)	4,316	3,912
合 計 (C)=(A)+(B)	4,716	4,229
担 保 ・ 保 証 額 (D)	3,652	3,312
回 収 に 懸 念 がある債権額 (E)=(C)-(D)	1,063	916
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	883	784
同 引 当 率 (G)=(F)/(E) (%)	83.03	85.55

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
(1) 会社更生法の規定による更生手続きの開始の申立てがあった債務者
(2) 民事再生法の規定による再生手続きの開始の申立てがあった債務者
(3) 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
(4) 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
(5) 手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者
2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
(1) 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
(2) 「金利棚上げ」により未収利息を収益不計上とした貸出金
3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元金または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、上記「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記「破綻先債権」「延滞債権」及び「3ヶ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5.なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6.「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7.「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8.「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する
担保・保全及び引当金の引当・保全状況 (単位:百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
3ヶ月以上延滞債権 (H)	78	—
貸出条件緩和債権額 (I)	1,408	458
合 計 (J)=(H)+(I)	1,486	458
担 保 ・ 保 証 額 (K)	863	301
回 収 に 懸 念 がある債権額 (L)=(J)-(K)	622	156
貸 倒 引 当 金 (M)	55	19
同 引 当 率 (N)=(M)/(L) (%)	8.90	12.18

※リスク管理債権の合計額、債権比率 (単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度
(O)=(C)+(J)	6,203	4,688
貸出金計 (P)	61,854	62,698
リスク管理債権比率(O)/(P)	10.02	7.47

※リスク管理債権全体の保全率 (単位:%)

	平成19年度	平成20年度
((D)+(F)+(K)+(M))/(O) (%)	87.94	94.23

信用金庫法上と
金融再生法上の
開示対象債権の違い

信用金庫法に基づく開示対象債権が「貸出金」であるのに対して、金融再生法に基づく開示対象債権は、「貸出金、貸付有価証券、外国為替、その他資産中の未収利息及び与信関連の仮払金、債務保証見返」と範囲が広く、債務者の財政状態等により分類区分され、より幅広く捕捉しています。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に基づく資産の開示

金融再生法開示債権

(単位:百万円)

区分	平成19年度	平成20年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,773	1,840
危険債権	3,055	2,499
要管理債権	1,486	458
正常債権	57,414	59,512
合計	63,729	64,310

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。
 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.要管理債権とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
 4.正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題が無い債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

(単位:百万円,%)

区分	平成19年度	平成20年度
金融再生法上の不良債権 (A)	6,315	4,798
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,773	1,840
危険債権	3,055	2,499
要管理債権	1,486	458
担保・保証額 (B)	5,546	4,502
貸倒引当金 (C)	958	819
担保・保証等 (D)	4,588	3,682
保全率 (B)/(A) (%)	87.82	93.83
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)/((A)-(D)) (%)	55.47	73.49
総債権額 (E)	63,729	64,310
金融再生法開示債権比率 (%)	9.90	7.46

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

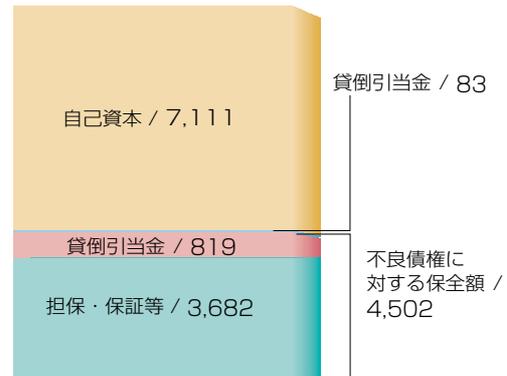
不良債権に対する備えは万全です!!

金融再生法上の不良債権額



合計 4,798

経営体力



合計 11,697

(単位:百万円)

(注) 自己資本(純資産の部)の額は、当該期の剰余金処分後のものです。

●貸出運営について

当金庫では、資産の健全性を高めていくことは、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命を安定的に果たしていくため、欠かすことのできない重要な経営課題のひとつとして認識し、積極的な取り組みを進めています。

しかし、信用金庫の融資業務の特徴は、収益性のみを追求した「選別融資」ではなく、会員である地域の中小企業や個人の皆様を対象として、融資の機会の平等を原則に「小口多数取引に徹する」ことにあります。当金庫では、こうした信用金庫ならではの特性を踏まえ、

地域中小企業の皆様が抱えている特性に十分配慮しながら融資業務を行い地域と社会の発展に努めています。そうした意味で、地域社会の中小・零細企業の基盤の弱さから発生するリスクの一部を敢えて吸収することは、当金庫に課せられた使命であるとも考えています。融資条件に対しましては、お客様の信用力・事業計画の妥当性などを十分検討したうえ、必要に応じて担保・保証をいただくとともに、大口融資にかたよることなく小口融資に徹することで資産の健全性を維持し、向上させたいと考えています。

新地域密着型金融推進計画の策定について

1.はじめに

佐賀信用金庫は中小企業金融を通じて、中小企業の育成・健全発展に寄与し、併せて地域社会の発展に取り組んで参りました。今後も地域を見つめた、地域金融機関としての使命と責任のもと地元の発展に尽くして参ります。特に平成15年度～16年度においては「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき集中改善に取り組みました。そして、その結果を踏まえてネクストステージとして、17年度～18年度は新アクションプログラムの推進計画に取り組み、より一層の地域密着型金融の強化に取り組んで参りました。

佐賀信用金庫は「地域社会の繁栄に貢献する」という経営理念のもと、事業再生、中小企業金融の円滑化、地域経済への貢献へと取り組んで参りました。今後もリレーションシップバンキングを継承しながら、地域金融機関としての使命と役割を担い、地域経済の活性化に更に邁進する事を目的に新地域密着型金融推進計画を策定しました。

「この街と生きていく。」これは地域との共存共栄をめざす信用金庫の決意です。

■ 経営理念

当金庫は、昭和24年創業以来「地域社会の繁栄に貢献する」という理念のもと皆様から愛され親しまれる信用金庫になるよう歩んで参りました。この理念である相互扶助の精神を念頭におき協同組織の金融機関としての社会的役割を全うすべく邁進してきた結果、皆様の温かいご支援に支えられ現在に至ることができたと思っております。当金庫が長期的に発展していく為には、信用金庫の原点に立ち返って、地域の皆様からのご支持により、ゆるぎない信頼関係を確立し、地域社会との共存共栄を図る必要があります。当金庫は、永年の歴史に裏付けられた地域の皆様からの「信用」を大切にしつつ、時代をリードする「地域の機関」として、従来以上に積極的な経営を目指します。

■ 経営方針

信用金庫の独自性を発揮し、経営基盤の強化とともに総合リスク管理を徹底させ、資産内容の充実と自己資本の強化に努め、地域に於ける存在感、信頼感のある金融機関として存続するためのテーマとして次の3項目を掲げお客様の信頼と期待にお応えする所存です。

1. 公共的使命の重大性を自覚し預金の増強と融資の適正を図る。
2. 常に会員一般取引者並びに役職員の利益を尊重し和協一致基本方針の達成に努める。
3. 創意と改善を怠らず経営の健全と永久の発展を図る。

■ 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

取組方針	具体的取組策	取組み態勢
(1) 事業再生	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再生で重要なことは、経営者の意識改革であります。当金庫より経営者の意識改革を促しガバナンスの効果を上げる役割を果たします。 ・事業の再生見通しがあり、再生の可能性が高いと判断された案件については佐賀県中小企業再生支援協議会等外部機関の活用を図り支援機能強化を図ります。 ・商工会議所、商工会等と連携を密にして情報提供、経営指導、相談を積極的に進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度に佐賀県中小企業再生支援協議会に持ち込んだ案件は6件でした。 ・21年度以降についても再生支援協議会の活用と連携を図り積極的に取り組んで参ります。
(2) 創業・新事業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県地域産業支援センターが主催する佐賀県ベンチャー交流ネットワークとの連携による支援に取り組めます。 ・営業店窓口における創業・新事業への積極的支援・相談に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫は佐賀県ベンチャー交流ネットワークの会員であり、今後も支援センターとの連携を図り、支援ニーズの発掘、推進を図ります。
(3) 経営改善支援	<ul style="list-style-type: none"> ・現在取り組んでいる経営改善支援先の改善進捗状況については、景気の長期低迷等により進捗状況に課題は残りますが、今後も引き続き佐賀県中小企業再生支援協議会との連携も含み改善支援を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に18社について経営改善支援を取り組みました。7社については再生計画を策定し経営改善の指導、助言を図っております。今後も引き続き、支援機能の強化を図ります。
(4) 事業承継	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区においても少子高齢化の進展や廃業が増加する中での事業承継が大きな問題となっています。 ・地域の情報ネットワークを活用して、その承継に積極的に関わっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先においても事業承継の問題を抱えている所もあり、地区内の情報、業界内情報を活用して、親族以外への承継も含めた支援を強化いたします。

■ 2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

取組方針	具体的取組策	取組み態勢
(1) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・目利き能力の向上・人材の育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・教育訓練スケジュールに従い、各種研修会に職員を積極的に派遣します。又、研修報告会を行いスキルアップを図ります。
(2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・動産・債権譲渡担保融資、ABL融資制度の活用を図ります。 ・CLO、シンジケートローンの取り組み。 ・私募債の取り組み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信金中央金庫よりの研修を受けて制度への理解を深め、融資商品の開発、検討を図ります。 ・更に情報収集を図り、取り組みを行ないます。

■ 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

取組方針	具体的取組策	取組み態勢
(1) 地域の面的再生	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店窓口、渉外による相談業務の充実を図ります。 ・街づくり等、地域の再生委員会等へ積極的に参画します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金ニーズに対して更にきめ細やかな対応を図り、相談しやすい対応に努めます。 ・TMO(街づくり委員会)へ参画します。
(2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者問題の解決に努めます。 ・企業会計の指導を図ります。 ・地域に密着した活動を行なっている機関への支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ローン、おまとめローンの申し込みに際しては、顧客の借り入れ状況より、多重債務の言い訳にならないのか十分に検討を行い相談機能を活かして取り組みます。 ・外部講師による企業会計セミナーを開催します。 ・NPOへの支援を引き続き行ないます。
(3) 地域への適切なコミットメント、公共部門の規律付け	<ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関としての使命と役割をもって地域経済の活性化に努めます。 ・顧客満足度の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等との連携により企業育成に努めます。 ・年1回のアンケートを継続し、ご意見を経営に反映します。